

なかの



市議会だより

5月号

平成18年5月8日発行
No.4

発行 長野県中野市議会 編集 中野市議会だより編集委員会

●ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/> ●E-メール gikai@city.nakano.nagano.jp



高野辰之記念館 第1回高野辰之忌（平成18年2月25日）

市政一般質問	陳情 1件	請願・陳情	意見書案 4件	事件案 31件	1件	1件	人事案 1件	23件	予算案 1件	条例案 21件	議案件数及び議決内容	開会 3月7日	閉会 3月24日	会期 18日間
39件	採択		可決	可決	推薦	適任	同意	可決	承認	可決				

3月定例会

豪雪における被害実態と被災者への支援について

青木 豊一

質問 雪害の補正予算と今後の対応、除排雪借用地の対応、北部地域の排雪場所増設及び「強い農業づくり支援金」の導入はどうか。

答弁 当面必要な事業は補正予算化し、農業被害関係は新年度以降もできる限り雪害対策を講じて参りたい。除排雪借用地は農作業に支障ないように対応したい。

北部の排雪場所確保は、適当な所があれば設置する。強い農業づくり支援金は被害実態調査後、関係機関と協議をして参りたい。

質問 飛騨市は農業被害約五億九千万円のうち復旧事業費約二億一千万円に対し、県と市で8割の補助金を支出して農家を支援した。市の支援を増やすべきでは。

答弁 今後も苗木、復旧資材の支援等積み上げていく。

質問 トマト苗木や樹木や廃プラ等の除去の支援をすべきではないか。

答弁 樹体被害等は、今後できる限り支援をしたい。苗木の支援は検討を始めた。

北信総合病院の医師不足への真剣な対応と地域医療確立について

質問 医師不足の受け止めと今後の対応はどうか。

答弁 医師確保は急務で、信大に医師不足解消の協力を依頼したが、市として医師不足解消に関係機関と協力し、積極的に取組みたい。

質問 住民は北信総合病院を命綱と考えている。施設整備への支援、市内出身者紹介等、病院、市、市民が一体で医師不足解消に努めるべきではないか。

答弁 大事なことで、病院と連携し最善を尽くしたい。

介護保険及び障害者自立支援法施行に伴う利用者負担軽減について

質問 介護保険や障害者自立支援法は、「金の切れ目が利用の切れ目」の実態が強い。利用者負担軽減を新年度はどう具体化されたか。

答弁 自立支援医療費は原則一割負担だが、福祉医療の対象者には、自己負担分を支給することとした。

質問 市内施設利用者が、月数千円の工賃で利用料一万円を支払うケースが予想され、財政支援を求めたい。

答弁 収入が利用料で消えることのないように考える。

質問 受領委任制度適用を研究してみたい。

2004年のイングリッ シュガーデン研究視察について

質問 研究会の市と参加者への報告書等が違ふ。収入印紙も間違っているのでは。

答弁 12名の補助申請で、21名分はわからない。収入印紙は無効ではないが、法には触れ、追徴税が必要。

質問 団体補助なら21名分の報告書で間に合い、二つの帳簿は必要ない。補助対象者に五万円も届いてない。

答弁 公式には12名で申請を頂き、そこに補助をした。

そのほかの質問

2006年度予算について

資源循環と環境問題について

岡村 郁子

質問 ごみ減量に対する今日までの経過はどうか。

答弁 多くの市民のご意見を聞くため、公募等による「ごみ減量化委員会」を組織し、14回の会議を開催し、昨年11月に、プラスチック製容器包装等の分別収集や可燃ごみ埋立ごみの処分を有料化すべきとの検討結果が出された。昨年12月25日に中野市環境審議会に諮問し、今後出される答申を尊

重し、多くの市民の意見を聞いて、市の最終的なごみ減量化の方針を決定する。

質問 資源ごみ再利用と焼却処分の経費比較はどうか。

答弁 処理経費は、プラスチック製容器包装の場合、資源物として収集し処理する方が1t当たり千円増となるが、循環型社会の形成を推進する立場として、分別収集を進めて参りたい。

大雪に対する雪害対策について

武田 貞夫

質問 国道、県道、市道、農道除雪の対応はどうか。

答弁 それぞれの道路を管理する機関と連携を取り、利用者の利便性を欠くことのないよう実施した。農道除雪は、ハウス倒壊防止のための燃料供給路線の除雪、融雪剤散布のための幹線農道の除雪を実施し、また、被災園地の復旧等のため果樹地帯を中心に除雪した。

質問 被害に対する今後の

対応と支援はどうか。

答弁 樹体被害の復旧は調査結果を踏まえ、関係機関と支援策を検討する。支援は「おすみちゃん」無料頒布、粉炭補助、復旧用支柱の助成をする。苗木補助と他の資材、災害緊急対策資金等は、関係機関と協議し対応する。市税等の納付困難な方には、徴収猶予の制度もあり相談に応じていく。

平和の塔建設について

坂本 静夫

質問 平和の塔建設について旧豊田村議会での議決とその結果の引継ぎはどうか。

答弁 平和の塔建設の陳情書は、平成12年12月豊田村議会で趣旨採択されたことは承知しており、この経過についての引継ぎがあった。

質問 平和の塔建設に当たって、市としての財政支援の考えはどうか。

答弁 建設に対する支援は、平和に関する新たな都市宣言など、新市全体の中で、総合的に検討していく。

産業廃棄物処分場について

質問 旧豊田村と業者とで締結した協定書の操業期間は、平成18年3月末だが、業者からの願い書どおり操業期間延長を認めるのか。

答弁 当該企業の環境影響調査の結果に異常がないこと、地元が操業延長に同意したことによる協定書見直しにより延長を認める方向。

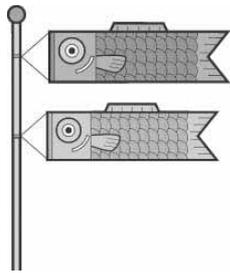
質問 処分場の拡大はないのか、また、延長する期間はどのくらいになるのか。

答弁 今回の期間延長に伴う処分場の拡大はない。

一施設の操業期間についての制限を加えることは、難しいと考えている。当該企業は豊津区と締結した公害防止協定において、操業期間は平成23年3月31日までとしている。

質問 行政と業者との協定書の考えはどうか。

答弁 中野市環境保全及び公害防止に関する条例の規定により、公害防止協定を締結した。内容は、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため事業活動によって生ずる公害の未然防止に最善の努力をすること、事業所内への市職員及び周辺住民の立入りと事業内容の公開等である。



工業団地、企業誘致の方針について

金子 芳郎

質問 工業団地、優良企業誘致の取り組みはどうか。

答弁 本市では優良企業の誘致や工場適地への誘導を図ることを目的に、工場誘致事業補助や工場設置事業補助を商工業振興条例に定めている。

優良企業の誘致も非常に厳しい状況にあるが、長期的な雇用の場の確保や市に与える影響が大きいことから、景気動向や雇用環境の状況を見据えながら、今後、優遇措置の上積みや誘致場所、誘致方法について、前向きに研究して参りたい。

質問 管内の地元就職の状況はどうか。

答弁 管内の企業への就職内定率は29・2%で、その程度増加していない。

高校卒業者の管内企業への就職希望は高まっているものの、就職率が増加しない理由は、企業の採用状況が整っていないかったり、希望する企業が少ないということが考えられる。

質問 企業進出の申し込みの状況はどうか。

答弁 市外からは過去3年

間に相談はなかったが、市内企業から拡大移転の相談が1件あったのみである。

浜津ヶ池の浄化について

質問 池の汚染がひどくなっているように見えるがどうか。

答弁 過去の水質データがなく、分からない。

質問 デイキャンプ場からの汚水が池に流れ込んでいるが、浄化槽、油分離槽は設置されているか。

答弁 汚水の雑排水処理槽は設置されているが、油分離槽は設置してない。

質問 過去における処置と今後の対応はどうか。

答弁 平成16年に浚渫工事で池の堆積した土砂を除去したが、直接には水質浄化には結びついていない。

平成18年度において、水質目標値の設定や具体的な方策を講じて参りたい。

質問 竜ヶ池の浄化作戦を参考にされる考えはどうか。

答弁 浜津ヶ池と条件の違いがあるが、参考にして参りたい。

ポジティブリスト制度について

質問 この制度の市としての対応策はどうか。

答弁 市としては、農業者に対して、あらゆる機会を通じ、本制度及び対策に関して啓発活動の実施を徹底することが重要であると考えている。また、農業者だけでなく、農産物を扱う業者や消費者にも、この制度について正しく理解していただき、安全安心に関する共通の認識を広めることも重要であると考えている。

(注)

「ポジティブリスト制度」とは、食品衛生法で個々の農産物について、使用できる作物ごとに安全性評価に基づく残留基準が設定されており、残留基準が設定されていない農産等が一定量を超えて残留した場合、その食品の販売等を原則禁止する制度のことをいいます。具体的には国内外すべての農産等(799成分)に残留基準が設定され、基準を超えた農作物や加工品等の流通・販売が禁止されます。

防災のまちづくりについて

小橋 要

質問 千曲川無堤地区の現状と解消への対応はどうか。

答弁 無堤地区は、左岸は替佐、上今井、笠倉。右岸は古牧、柳沢の各地区となっており、順次事業着手を求めて期成同盟会とともに要望活動を行って参りたい。

質問 内水処理は重要、構想と専門的指導はどうか。

答弁 被害の防止策について、関係機関及び地域の皆様と現地調査を実施し連携を図り検討したい。また、バック提の計画が示された段階で水路の付替え等関係機関へ働きかけて参りたい。

質問 情報、避難、救済、警報のあり方はどうか。

答弁 社会構造の変化で災害も多様化しており、十分配慮し、策定中の地域防災計画で定め、避難マニュアルも策定中であり、基準に基づき救済措置を講じたい。

質問 豪雪による被災者の救援策に二つのJAとの連携が必要と思うがどうか。

答弁 被災農家の要望をまとめ関係機関と検討したい。

人権のまちづくりに

質問 条例に基づき人権に係る住民意識調査、同和地区実態調査が実施されたが、民意の把握と検証はどうか。

答弁 中野市差別撤廃・人権施策推進総合計画策定に備え、調査を実施した。住民意識調査の回収率は54%となっており、3月末に結果をまとめ、検証しながら計画に生かして参りたい。

質問 司法書士、行政書士などの不正入手身元調査事件が多発、対応策はどうか。

答弁 個人情報不正入手は、人権侵害で差別事件であると認識している。

質問 このような事案が生じないよう、個人情報保護に一層努めて参りたい。

産業が連携し、新しい価値を生み出すまちづくりについて

市村 恒雄

質問 改正されようとしている「まちづくり3法」に基づいて、他産業とも連携して新しい活性化計画を作るべきではないか。

答弁 コンパクト化と賑わいの回復を図ることを目指し、細部の情報を収集しながら関連団体と連携し見直し方針を決定したい。

質問 農業の企業参入についての対応はどうか。

答弁 農家から土地を借り

受け市がリース契約により法人に貸し付ける「特定法人貸付事業」については、

農業者や建設業者など他産業からの参入希望に配慮農地の有効活用を図る。

質問 新観光協会も積極的にグリーンツーリズム事業に参画すべきではないか。

答弁 JAによる「観光農業ネットワーク」への参画などに期待し支援する。

農政問題について

武田 典一

質問 国の品目横断的経営安定対策で、農家の経営の安定が図れるのか。また、担い手に対し、どのような支援で対応していくのか。

答弁 本市の農業は、果樹や菌茸類の栽培が中核であるため、施策の対象農家が少なく、現時点では国の施策が不透明で、有効性も明

確な検証ができない状況である。しかし、本市では付加価値の高い施設型農業が積極的に展開され、面積要件を満たさなくとも、収入面で十分な成果を上げている認定農業者は、まさに担い手と考えている。

質問 このため、国の施策は本市にそぐわないと考えてお

り、これまでのハウススリープ事業や苗木補助に加え、きのこの新品種開発援助、ぶどうやりんごの多品目化を図るなどの農業支援策を講じ、鮮度・品質・安全性を重視した、中野ブランドを目指していく。

豊田地域審議会について

質問 設置後、一年間の経過と内容はどうか。

答弁 4回の会議で15名の

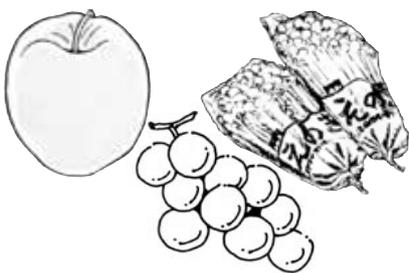
委員に協議いただき、意見集約し、6分24項目から成る「豊田地域の振興に関する意見書」をいただいた。

質問 審議会に対する住民の考えと運営はどうか。

答弁 委員各位の幅広い意向把握に努め、情報提供するとともに、市政全般にも豊田地域の皆さんの声が反映できるよう努めていく。

今後は、地域審議会の設置期間の10年間、必要に応じ、豊田地域の振興に関する意見等をいただき、豊田

地域の特色を活かしながら均衡ある発展、一体的な発展が図れるよう施策を具現化して参りたい。



国民保護計画の策定について

高木 尚史

質問 通称「国民保護法」

に基づき、国民保護計画策定のための条例案2件が提案されている。国民保護法の内容について市民の理解が得られていると考えるか。

答弁 国政の場で論議を尽くして制定されたものであり、法治国家において遵守すべきものと考えている。

質問 協力を拒否した場合、罰金や懲役などの罰則を科すなど私権を制限することについての見解はどうか。

答弁 違反行為により住民の生命、身体、財産に甚大な被害が生じるおそれがある場合、違反行為により避難住民等の救援実施に著しい支障を生じるおそれがある場合。

保護すべき利益を積極的に侵害し、公務の執行を積極的に妨害する行為と評価できる場合。

罰則を科すこととしている。しかし、国民の協力は強制するものではなく、一定の配慮がなされているものと考えている。

火災警報器の設置について

質問 消防法の改正によって新築住宅は6月の着工から、既存住宅は条例で猶予期間を設けて、火災警報器の設置が義務付けられたが対応はどうか。

答弁 岳南消防組合では、火災予防条例を改正して、既存住宅等については平成

21年6月から適用する。

魅力ある定住環境と社会資本の整備について

林 紘一

質問 県道など主要幹線道路の整備の進捗状況と今後の見通しはどうか。

答弁 県道牟礼永江線は、南永江から北永江間の用地交渉が難航している箇所があり、交渉再開に向け準備が進められている。毛野川

地籍の計画では、来年度新規要望をすると聞いている。県道南永江替佐停車場線

は、本年度から測量、ボーリング調査、地すべり解析

を行う予定である。

質問 悪質訪問販売業者が出てくる心配があり、高齢者宅などへの対応はどうか。

答弁 不適正販売が予想されるが、広報誌等で啓発を行うっていく。

質問 支援法が10月から本格施行されるが、それまでの間のサービス提供体制と対象者の実態把握はどうか。

答弁 現在サービス利用者について申請を受け付けてお

を行っている。

度から事業着手し、18年度からは用地補償、工事に着手する計画と聞いている。

質問 JR飯山線上下井駅、替佐駅の活用はどうか。

答弁 豊田地域の地域づくりの拠点のひとつと考え、総合計画でも駅と周辺を一体的な位置づけとし、地域の活性化も併せ検討する。

り、みなし支給決定等をして現行制度を9月30日まで利用できる。実態把握については、障害者連絡協議会と連携を図って進めたい。

残留農薬のポジティブリスト制の対応について

質問 5月から農作物の残留農薬の規制が数値化されることとなったが、生産者への指導と対応はどうか。

答弁 生産者団体、農薬販売店、青果物業者等と連携した指導体制を確立し、農薬使用上の問題点や対応策

そのほかの質問

健康で安心して暮らせる地域医療について

高野 忠衛

質問 市保健施設での事業と医師会等との連携協力は

答弁 各種がん検診等は中高医師会、北信総合病院の協力で実施し、多くの受診をいただくために地区の公民館等でも実施している。

質問 36%もの市民がまちづくりの主要課題として「医療施設、救急医療施設の充実」を望んでおり、元気なまちのシンボルゾーンとして、北信総合病院に対

について検討し、農業者等に対して啓発を行っていく。

質問 品目間での飛散防止の徹底が有効だが、その対策と対応はどうか。

答弁 果樹園や多品目野菜などの植えられた畑が混在している地域では、飛散防止が急務となるが、農業者同士が連絡を取り合い、共通認識を広めていきたい。

新年度予算と今後の財政運営について

し、環境整備での行政協力を考えてはどうか。

答弁 待ち時間などの憩いのスペース整備等、病院と研究し、できる範囲の中で協力を行って行きたい。

質問 医師不足の対策と中高医師会との連携はどうか。

答弁 市民に不安を与えないよう、行政として積極的にかかわり、問題解決に当たって行きたい。

市民に理解と納得の得られる、ごみの分別・減量化と有料化(案)について

野口美鈴

質問 有料化決定前にきめ細く市民へ周知し、意見を聞くべきではないか。

答弁 広報、ホームページ、有線放送等でパブリックコメントを求め3人から意見があった。豊田と中野地域でのごみ減量懇話会は160人参加で意見を聞いた。来年度は行政懇談会等で意見を聞き、要望があれば区の会合等へも説明に向向く。

質問 実際に十分市民に伝わっていない現状での決定では、行政と市民の間に溝ができることを心配する。
ごみ問題はモラルや意識改革の徹底が大事で、決める前に衛生委員や各区に出向き(案)の丁寧な説明や意見を聞くべきではないか。
答弁 環境審議会の答申を得て、決定後各区に出向く。
質問 有料化が即減量化に結びつかない。不法投棄や野焼が増えないよう意識改革と生ごみ処理を含む分別収集の徹底と事業者の拡大生産者責任を問うべきでは。
答弁 有料化は公平な費用負担で分別を誘導し、ごみ

問題に関心を持つ契機になる。

拡大生産者責任は業者の皆さんには市民に選ばれるような経営努力を期待する。
質問 袋の記名はプライバシー保護から慎重にすべき。
答弁 実施方法については慎重に検討したい。

どの子も安心して高校進学のできる高校改革プランについて

質問 地域での中高生も含めた論議を十分尽くし、県に19年度実施計画の延期を再度強力に求めるべきでは。
答弁 準備期間を十分設け実施するよう求めてきており、今後は中高生も参加しやすい方法を検討していく。

「子ども権利条約」の具体化について

質問 子ども部設置に当たり、この条約を庁内・学校地域で系統的学習施策として位置付け、人権教育としても取り組んでどうか。

また、条例の制定はどうか。
答弁 子どもの最善の利益を優先するという精神が貫かれた条約であり、子ども部設置を機会に庁内でも研修を深め、従来の人権教育の中でも子どもの人権についても啓発に努める。条例の制定は考えていない。

高校中退者やひきこもりなど青少年の居場所等の対策について

質問 現状認識と、居場所づくりをどう考えるか。
答弁 現状の把握は困難だが、ほっとできる場所と機会づくりは必要と考える。

南部学校給食センターのオール電化見直しについて

質問 北部はオール電化で建設されたが、電磁波の安全性や災害時の対応等から南部は電気以外の施設の導入を検討すべきではないか。
答弁 省エネとランニングコスト面を検討し決定した。電磁波は基準以下であるが今後、定期的に測定する。

そのほかの質問
放課後児童教室について

道徳教育について

清水照子

質問 道徳教育における中野市の現状はどうか。

答弁 学習指導要領に沿い、生命に対する畏敬の念に基づき、人間尊重にかなう心を育てることを重点として行っている。

質問 授業時間数はどうか。
答弁 小学校で34・8時間、中学校では35・8時間で、これは週1回の授業になる。

質問 児童、生徒の受入れ状況はどうか。
答弁 道徳は教科ではないため、独自の資料を用いることができ、子ども達の興味、関心を引く方法等で行うことが可能なので、素直に受け入れられている。

質問 親を含め家庭内での道徳教育をどう考えるか。
答弁 子どもが親から自立して行く、あるいは離れて行くこととする時期に、親は子の成長を後ろから見守りついて行くという精神を養えたらと思っている。

男性パワーアップ講座の開設について

質問 独身男性も視野に入れた講座を開設してはどうか。

答弁 平成15年度からは、男女共同参画パワーアップ講座として開催しており、平成17年度は32名の受講があった。今後は、講座をより魅力あるものにするため創意工夫しながら、大勢の人が参加できるようにしたい。

質問 自己表現力を養うパワーアップネスを用いた講座を開設してはどうか。
答弁 本講座はこれからの男女共同参画社会づくりのための施策に取り組んでいる講座であることから、出前講座にも対応しているので、そちらを利用していただきたい。

(注)

「アサーティブネス」とは、語訳は、「自己主張すること」ですが、アサーティブであるということとは、自分の意見を押し通すことではなく、自分の要求や意見を、相手の権利を侵害することなく、誠実に、率直に、対等に表現することを意味します。

都市計画道路について

町田 博文

質問 吉田西条線の必要性と今後の計画をどのように考えているか。

答弁 県では、平成17年度中に都市計画道路の未整備路線及び未整備区間の見直しの指針を作成することとしている。中野市においても、県の指針を参考に、平成18年度から都市計画道路網の見直しに着手することとしている。吉田西条線は、市街地と国道292号を結ぶ路線であり、また、豊田地域と市街地を結ぶものとして

重要な路線と考えており、見直しの中でも、その位置づけを参りたい。

不妊治療補助金制度の拡充について

質問 現在、単年度当たり10万円を限度に通算して2回まで助成できることとしているが、これを通算して5回まで助成できるように拡充できないか。国の補助制度は、平成18年度予算で5回まで拡充される予定で

ある。

答弁 近隣の自治体や県の助成制度の動向を注視しながら、また、財政状況も勘案する中で、前向きに研究して参りたい。

小中学校のクラス替えについて

質問 中野市内の小中学校のクラス替えの現状はどうか。また、教育委員会はクラス替えをどのように考えているか。

答弁 市内小中学校で複数クラスがある4校のうち、4学年次になるときに実施しているのが1校、3学年次

と5学年次になるときの2回実施しているのが1校、今後実施予定が1校である。中学校では、市内4校のすべてが、2学年次になるときに実施している。

各学校において、PTAや保護者と時間をかけて話し合いを重ね、納得の上で実施しており、教育委員会は、各学校長の教育的配慮を尊重している。

中学校の制服(冬場における女子のスカート)について

質問 特に健康面から見て、できるだけ暖かいスラック

スをはいた方が良いと思うが、各中学校ではどんな対応をしているのか。同時に教育委員会としてはどのように考えているのか。

答弁 各中学校では、スラックスの着用を全校集会の折や、生活日より、部活動などで勧めている。新入学生への説明会に際しては、学校長から保護者に対し、冬期間のスラックスの着用をお願いしている中学校もある。教育委員会としては、校長会等の折に指導をお願いし、保護者に対する教育長講話の際などにもお願いしていきたいと考えている。

定住人口増対策について

大塚 一夫

質問 700万人ともいわれる団塊の世代の定年退職が来年から始まるが、彼らが今後どう生きるのかに関心が高まってきている。団塊世代のふるさと回帰志向をどう捉えているか。

答弁 本市は高速道路など交通条件も良く、下水道や病院、公共施設など都市基盤も整備されており、また、豊かな自然に恵まれた文化の香る都市である。現在策定中の総合計画に、都市住

民の移住促進策や都市と地方の二地域居住などへの対応を位置付け、定住人口の増加策について検討する。

市財政について

質問 増収策(新たな財源確保)についてはどうか。

答弁 昨年6月定例会で提言いただき、広告を載せて収入が見込まれるものがあるか検討してきたが、経費等の事情もあり、導入に至

っていないが、他市の状況なども更に調査し、引き続き検討していく。

質問 17年度市税等の収入未済額の見直しはどうか。

答弁 市税現年度分、滞納繰越分合計で五億五千四百万円、国民健康保険現年度分、滞納繰越分合計で三億四千三百万円程度になるものと予測している。

質問 滞納整理の対応策はどうか。

答弁 従来の諸対策に加え、現在、インターネットを利用した差押え動産等の公売の導入を検討しており、平

成18年度から実施したい。

質問 滞納者に対する市のサービス制限の考えは。

答弁 慎重であるべきと考える。しかし、市税の滞納は、納税しない者と、きちんと納税している者との不公平が生じることとなる。滞納者それぞれの実情を十分調査し、生活困窮などの様々な事情への配慮も行う中で、不公平の是正と納税意識の向上のため、必要な制限について検討する。

中心市街地活性化について

このようなことから、同計画を見直したいと考えている。

質問 取得意向のマツヤ跡地の有効活用策はどうか。

答弁 今後、総合的に検討する予定である。

総務文教委員会報告

条例案13件、予算案6件、事件案3件、陳情1件、を16、17、20日に審査しました。

主なものは、条例案では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の施行に伴い、必要な事項を定めるための中野市国民保護対策本部及び中野市緊急対処事態対策本部条例案及び中野市国民保護協議会条例案、財政負担の軽減を図るための中野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正す

る条例案及び中野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、介護保険法に基づくケアプラン作成等の介護サービス事業を民間事業者に全てゆだね、市として特別会計を設置する必要がなくなったことによる中野市特別会計条例の一部を改正する条例案及び中野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案については、ほかの条例案7件と同様に可決

民生環境委員会報告

条例案5件、予算案10件、事件案8件、を16、17日に審査しました。

主なものは、条例案では、中野市保健センターの移転・整備に伴う中野市保健センター条例の一部を改正する条例案、「障害者自立支援法」の制定に伴う中野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び第3期介護保険事業計画の策定に伴う中野市介護保険条例の一

部を改正する条例案については、ほかの条例案2件と同様に可決されました。

予算案では一般会計補正予算で、民生費では各種扶助費の確定により減額、北信広域連合への新設特別養護老人ホーム建設補助事業分担金の増額等で四千六百万円の増、衛生費では日本脳炎の予防接種の一時中止に伴う予防接種事業費の減

されました。

予算案では一般会計補正予算で、七千六百六十三万六千円を増額し、予算総額を百八十二億六千九百九十九万九千円とするもので、議会費では議員研修旅費等で三百三十二万五千円の減、総務費では一般職退職手当で一億二千四百二十二万二千円の増、消防費では岳南広域消防組合の経費減による分担金の減額、消防団員退職報償金の減額等で三千九十六万四千円の減、教育費では南宮中学校武道館、学校給食センターの入札差金等で三千七百四十四万二千円の減、公債費では繰上償還

額及び家庭用雑排水沈殿槽汚泥処理件数の減による家庭用雑排水沈殿槽汚泥処理委託料の減額等で三千七十九万四千円の減であり、ほかの特別会計補正予算案4件と同様に可決されました。

平成18年度中野市一般会計予算では、総務費関係部分一億二千六百七十四万六千円、民生費関係部分四十一億四千二百四十五千円、衛生費十四億二千一十一万円であり、ほかの特別会計予算案4件と同様に可決されました。

金で四百五十五万円の増及び地方債補正であり、中野市情報通信施設事業特別会計補正予算案と同様に可決されました。

平成18年度中野市一般会計予算では、総額百六十四億二千二百万円であり、議会費一億九千三百万四千円、総務費関係部分十七億二千二百二十万二千円、民生費関係部分四千八百六十八万八千円、消防費六億九千六百八十八万九千円、教育費十八億九千六百六十五万五千円、公債費二十六億九千九百九十九万八千円及び予備費四千万円であり、ほかの特別会計予算案2件と同様に可決されました。

事件案では、中野デイサービスセンターいこい苑の指定管理者の指定について、組合を組織する市町村の合併及び事務所移転に伴う北信保健衛生施設組合規約の変更及び伊那市合併に伴う長野県民交通災害共済組合を組織する地方公共団体数の増減については、ほかの事件案5件と同様に可決されました。

審査終了後、中野保健センター、デイサービスセンターさくらを視察しました。



④ デイサービスセンターさくら

可決されました。

豪雪による除雪費用増加のために、繰入金のうち財政調整基金繰入金一億二千万円増額を専決処分した一般会計補正予算については、原案どおり承認されました。

事件案では、中野市民プールの指定管理者の指定について、中野市千曲川河川敷運動場の指定管理者の指定について及び北信広域連合規約の変更については、原案どおり可決されました。

「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情につきましては、賛成多数で採択されました。

経済建設委員会報告

条例案2件、予算案13件、事件案20件、を16、17日に審査しました。

主なものは、条例案では、農村公園施設のうちゲートボール場について、多様な利用に供するための中野市農村公園条例の一部を改正する条例案、社会情勢の変化を踏まえ、特殊勤務手当を廃止する中野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例案については、いずれも原案どおり可決されました。

予算案では一般会計補正予算で、農林水産業費では豪雪災害緊急対策事業費の増額、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額等で二千二十七万千円の減、商工費では制度資金利用減に伴う貸付保証料補給金等の減額で三千三百二十四万四千円の減、土木費では土地開

発公社への運営資金貸付がなされなかったため、土地開発公社運営資金貸付事業費の減額及び大雪に伴う除雪費の増額等で一億千九百九十万円の増であり、ほかの特別会計補正予算案3件及び水道事業会計補正予算案と同様いずれも原案どおり可決されました。

平成18年度中野市一般会計予算で、労働費八千五百五十四万三千円、農林水産業費九億千六百九十九万円、商工費六億千五百三十六万円、土木費十八億五千四百千円であり、ほかの特別会計予算案5件及び水道事業会計予算案と同様いずれも原案どおり可決されました。

豪雪により、土木費の除雪費一億二千万円増額を専決処分した一般会計補正予算については、原案どおり承認されました。

事件案では、中野市晋平の里間山温泉公園の指定管

理者の指定について、北信濃ふるさとの森文化公園指定管理者の指定について及び三俣地籍において、県営中山間総合整備事業による道路拡幅整備が完了したことに伴う市道路線の廃止、認定については、ほかの事件案16件と同様、いずれも原案どおり可決されました。

まちづくり対策特別委員会報告

まちづくり対策特別委員会は、1年間に、委員会及び現地視察を開催し、まちづくりの現状、今後の方針について、協議をして参りました。

県施工中町線街路事業につきましても、現在用地買収が順次進められており、この街路事業と一体となつたまちづくりを行うため、地元の中町通りまちづくり協議会を組織し、まちの活性化に取り組みされております。

また、旧マツヤ中野店舗地につきましても、将来の中野市のまちづくりに、ぜひとも必要であるとの考えから、取得したいとの説明があり、用地取得に関しての現況報告と市街地活性化への運動効果などが議論される中で、用地取得による市街地の活性化を期待するとの意見、用地を取得して

もまちの活性化につながる保障がないので、慎重な対応を求めたいとの意見などが出されました。

立ヶ花東山線街路事業につきましても、平成17年度で用地買収が完了し、平成18年度に完成する予定です。

駅前線街路事業の若松町区間につきましても、拡幅工事に向け平成17年度で用地測量を実施しました。

南照寺から中野小学校のプール付近まで進められました。

歴史の小径整備事業の「稲荷小路」につきましても、平成17年度で、舗装工事と街路灯設置を行い、平成18年度にポケットパークを整備し完了する予定です。

中央広場公園につきましても、イングリッシュガーデンとして整備され、昨年5月28日に中野市合併記念交流事業「なかのバラまつり」の開会式と同時に開園式が銀座通りを歩行者天国にして盛大に行われました。

まちづくりにおきましても、街路事業などハード面からの整備と中野TMOなどを事業主体とした中心市街地内でのソフト事業が実施されており、行政主体だけではなく地元住民が参画したまちづくりが行われております。

やさしい歩道づくり事業につきましても、相生町線に続き、平成17年度は、前から引き続き中町線の松川駅から一本木公園の間と、

は、市街地では、まちなか音楽会、中野陣屋・県庁記念館での特別展、農産物の消費宣伝、販売などを行ったほか、中野TMOなどでは、九斎市、朝市、まちじゅうおもてなしのほか、多

会議の中で出された意見につきましても、十分尊重し、事業実施に当たって配慮いただくことを要望し、今後の市街地の発展に期待をしております。

高速交通対策特別委員会報告

高速交通対策特別委員会は、1年間に、委員会及び現地視察を開催し、上信越自動車道、北陸新幹線にかかわる現状について、協議をして参りました。

上信越自動車道につきましては、全線四車線化に向け工事が進められており、信州中野ICから豊田飯山IC間の7・7kmについて約5年の工期をかけ、昨年4月29日に完成いたしました。

引き続き、豊田飯山ICから信濃町ICのうち二車線区間で、平成21年の完成に向け四車線化の工事が順次進められており、市内の工事区間では、熊坂トンネルにおいて工事が着手され、残りの永江第一トンネル及び永江第二トンネルは、3月中に工事を発注予定とのことです。

また、ICの平成17年4月から12月までの1日当たりの利用状況は、信州中野ICでは17、937台、豊田飯山ICでは13、605台と平成13年度と比較

すると、それぞれ0.99、0.947と若干減少している状況であります。

なお、上信越自動車道の工事は、日本道路公団が昨年10月1日に分割民営化され、東日本高速道路株式会社新潟管理信越工事事務所の所管となっております。

次に、北陸新幹線につきましては、市内の工事はそれぞれ順調に進み、このうち高社山トンネルは、橋脚工事の一部を残し完了、高丘トンネルでは、完成までには後2年程の期間が必要と見込まれております。

高社山トンネル北工区の掘削により生じた地下水の減・湧水被害への恒久対策、高架橋建設による果樹等の日照被害への補償、高丘トンネル南工区の掘削により生じた井戸の枯渇、住宅等の窓及びドアの開閉不具合、建物土台へのクラック等の被害補償については、今後各被害者等と連携して鉄道・運輸機構と協議していくこととされています。

本市の発展に大きな役割

を担う、上信越自動車道、北陸新幹線の高速交通網の整備が進み、今後の中野市の新たな展望が開けることを期待しています。



意見書

可決された意見書

(関係行政庁に提出)

出資法の上限金利の引き下げ等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、

平成16年21万件と依然として20万件代という高水準にあり、いわゆる「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8、897人にもほり、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられ、現在、消費者金融・クレジット・商工ローン等の貸金業者に認められている上限金利は年29・2%ですが、この「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」以下「出資法」というの上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法(「貸金業の規制等に関する法律」(以下「貸金業規制法」という。))及び出資法の一部改正)制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。すなわち、平成18年の国会でこの問題が取り上げられることとなり、法改正に向けて本年は極めて重要な時期に当たっている。

現在、我が国の公定歩合

は年0・10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29・2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利であり、出資法の上限金利を少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定しており、いわゆる「みなし弁済」と呼ばれる規定である。すなわち、強行法規である利息制限法の制限金利が年15%から20%とされ、これを超えた利息は民事上無効であり、返済義務がないとされているにもかかわらず、出資法の上限を超える限り罰則の対象とならないことから、大手を始めとするほとんど全ての貸金業者は、年25・29%の約定金利で貸付を行っている。現実には同条の「みなし弁済」を認める条件を満たした営業を行って

いる貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟においては、利息制限法に基づいて債務額を確定し、過払金があれば債務者に返還することが実務の常識でさえあり、また、昨年来次々とみなし弁済の適用について否定的な解釈による最高裁の判決が出され、みなし弁済を認めない貸金業規制法第43条は完全に死文化したといっても過言ではない。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、厳格に要件を守らず違反行為が横行し、悪質取立ての温床にもなっていること等からその存在意義自体を認める必要はなく、日賦貸金業者に認められている年54・75%という特例金利は直ちに廃止する必要があり、また、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54・75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、中野市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり

改正することを強く要請するものである。

記

- 1 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げる。
- 2 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 3 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

豪雪に伴う国の財政支援を求める意見書

昨年12月初旬から記録的な積雪となり、全国各地で2,200人を超す豪雪による死傷者及び住宅や農作物などにも甚大な被害が発生している。

中野市においても、1月初旬に2メートルの積雪となり、地域の基幹産業である農業とりわけ果樹関係の被害は、四億数千万円にもなり農家の生活と暮らしに深刻な影響を及ぼしている。

その上、関係自治体においては、除雪費など昨年の2倍以上に膨れ上がり、市の財政は深刻な財源不足と

重なり新年度予算編成に苦慮しているのが現状である。よって、政府においては、

記

- 1 生活関係に対する支援について
- 2 雪害救助員制度を特別豪雪地帯に準ずる地域にも適用できるように拡充すること。
- 3 住宅周辺や店舗、農業用ハウスなどの除・排雪用の軽油については、軽油引取税を課税免除とすること。
- 4 一般除雪及び道路関係に対する支援について

市町村道の除・排雪費に対する国庫補助金を実態に合うよう、大幅に増額すること。

除・排雪費に対し、特別交付税措置を実態に合わせて増額すること。

3 農業被害に対する支援について

ハウス等農業用施設復旧費及び果樹等樹体被害に対する苗木、支柱、

ボルト及び癒合材（傷口保護材）等への国庫補助を図ること。

記

- 1 農業被害対策及び防除、加温ハウス等への燃料補給及び苗床などのための農道除・排雪に対し、国庫補助を図ること。
- 2 樹園地等の被害防止を図る消雪剤に対し、国庫補助を図ること。
- 3 廃ボリ、廃パイプ等施設処理、運搬費用に対し、国庫補助を図ること。
- 4 果樹共済制度を農家に役立ち加入しやすいようにするため、国の助成制度等を拡充すること。

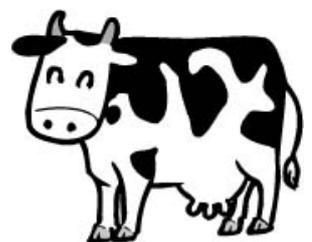
4 その他

一定量以上の積雪に対し、激甚災害指定を受けられるように、法整備を図ること。

今シーズンの豪雪に対し、被害世帯、農家が長期で低利の融資制度の適用を受けられるよう措置すること。

米国産牛肉輸入禁止の安易な再開をしないことを求める意見書

国民の不安の下で昨年12



月、米国産牛肉輸入再開に当たって日米両政府が合意した条件は、全月齢の牛から脳、せき髄、せき柱等の牛海綿状脳症（BSE）の病原体が蓄積しやすい特定危険部位を除去することに加え、20ヶ月齢以下と証明される牛肉に限るものとされています。

ところが、輸入再開して僅か1ヶ月後に、除去すべき特定危険部位である「せき柱」が混入していたことから、本年1月に輸入再開ストップとなりました。

この「せき柱」混入の原因については、その後出された「米国農務省報告書」によれば、食肉輸入業者と米国農務省検査官が対日輸出条件を十分認識していなかったためであり、我が国への米国産牛肉の輸出に関する安全基準がまったく徹底されていないことを示

すものといえます。
よって、政府においては、輸入対策を根底から見直し、BSE検査等が我が国の実施している安全基準と同等の安全を確保されるまで、米国产牛肉の再開は絶対に行わないよう強く求めるものである。

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実に求める意見書

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めている。しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたように、国民の安全や暮らしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められる。政府が導入を急いでいる市場化テスト（官民競争入札）は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民の暮らしや安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念がある。
また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がタ

ーゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりかねない。
不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差がある面でも拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切り捨て、民間開放による「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれることになる。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはならない。

よって、中野市議会は、真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、左記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 暮らしや安全に関わる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。
- 2 画一的な公務員の純減は止め、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。

陳情

陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実に求める意見書」提出に関する陳情
陳情者 長野県国家公務員労働組合共闘会議
議長 佐藤幸男
（長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎内）

市議会を傍聴しませんか

本会議は一般に公開され、個人でも団体でも自由に傍聴できます。市政を知る良い機会です。みなさん議会の傍聴にお出かけください。
なお、日程は議会事務局へお問い合わせください。市のホームページにも日程等や市政一般質問の状況を掲載しております。
次の市議会定例会は、6月です。

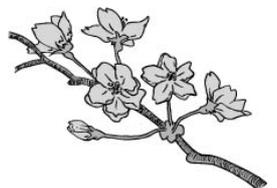
初代議会だより編集委員名簿

委員長	町田 博文
副委員長	大塚 一夫
委員	浦野 良平
湯本 隆英	市村 恒雄
金子 芳郎	中島 毅
野口 美鈴	小橋 要
高木 尚史	

（順不同）



あとがき



3月議会は、平成17年度最後の議会であると同時に、任期最後の議会でもありました。遅くなりましたが、ここにその議会だよりをお届けします。
本議会だよりの発行が我々編集委員の最後の仕事となりました。今までご愛読いただいた皆様から御礼を申し上げます。
この議会だよりが皆様に届くころには、新しい市議の顔ぶれが決まっていることでしょう。新体制のもとでの発行にご期待ください。議会が少しでも市民の皆様のお近くにあるように、議会だよりがその役割の一端を担えるように願いながらごあいさつとさせていただきます。